

## 背景

### 国際郵便分野を取り巻く環境の変化（Eコマースの市場規模拡大等）

→連合の文書の迅速な見直し及び安定的な運用、郵便業務の環境整備のための改正が必要

## 主な内容

万国郵便連合憲章上、一般規則と万国郵便条約は、全ての加盟国について義務的な文書とされており、これら3文書により万国郵便連合の運営及び目的が達成される。

### 万国郵便連合憲章（第10・11追加議定書による改正）

連合の目的、組織体制等を定める基本的文書

#### ◆ 連合の文書の改正手続の簡素化等（憲章第30、31条等）

- ✓ 憲章の締結方法に、批准以外の簡素な手続（受諾、承認、加入）を導入
- ✓ 万国郵便条約の有効期限を廃止し、恒久化することで改正手続を簡素化

→連合の文書の迅速な見直し・安定的な運用が可能となる

#### ➤ 万国郵便連合一般規則（第2・3追加議定書による改正）

連合の機関の運営・財政等の細目を規定

#### ◆ より幅広い郵便分野の主体のUPUへの参加（一般規則第119条～第121条、第124条等）

- ✓ 政府及び郵便事業者が活動主体の政府間国際機関であるUPUにおいて、民間の宅配事業者等が参加する「諮問委員会」の自律的な活動の範囲を拡大
- 多様な主体の意見の国際郵便政策への反映が可能となる

#### ➤ 万国郵便条約（現行の条約を更新）

国際郵便業務に関する共通規則

#### ◆ 到着料の制度及び料率の改定（条約第28条～第31条等）

- ✓ 受け取る国際郵便物が多い先進国において、途上国から発送される郵便物の到着料が低く設定されていることにより国内配達コストが十分にカバーされていない現状を踏まえ、制度を見直し
- Eコマースの市場規模拡大に対応した郵便業務の公平な実施が可能となる

## 早期締結の必要性

- ◆ 国民が国際郵便サービスを引き続き利用するための法的な根拠の維持
- ◆ 目時UPU新事務局長の下でUPUを重視する姿勢を示すためにも、早期締結が重要

➡ 2022年上半期中の締結が必要（現行条約の効力：2022年6月30日まで）

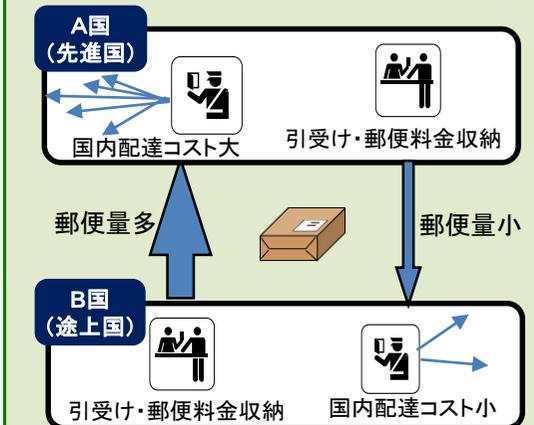
## 万国郵便連合（UPU）とは

- 国際郵便のルール作りを行う国連専門機関（1874年設立、本部：スイス・ベルン）
- 192か国・地域が加盟（2022年1月現在、我が国は1877年加盟）。
- 2022年1月から目時政彦氏が事務局長を務めている。
- 4年ごとに大会議を開催し、
  - ①万国郵便連合憲章及び万国郵便連合一般規則の改正文書を採用
  - ②万国郵便条約を更新。

郵便法第11条は、国際郵便業務の実施について、「条約に別段の定めのある場合には、その規定による。」と規定

万国郵便条約は我が国が国際郵便業務を実施するための法的な根拠。

## 【例】到着料制度のイメージ



差出国の郵便事業者が、差し出す国際郵便物量に応じて、配達国の国内コストを賄うための手数料である「到着料」を支払う。